

議案第18号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和8年2月25日提出

三芳町長 林 伊 佐 雄

提案理由

人事院規則の一部改正を踏まえ、会計年度任用職員の休暇制度を改定するため、本条例を改正したく、提案するものである。

## 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年三芳町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第20条第3項中「第16条第2項第1号」を「第16条第1項第14号」に改める。

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

参考

職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表

改正後	現行
<p>(第1号部分休業の承認)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年三芳町規則第14号）<u>第16条第1項第14号</u>の規定による特別休暇又は同規則第18条第1項の規定による介護時間を承認されている場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該特別休暇又は当該介護時間を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。</p>	<p>(第1号部分休業の承認)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年三芳町規則第14号）<u>第16条第2項第1号</u>の規定による特別休暇又は同規則第18条第1項の規定による介護時間を承認されている場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該特別休暇又は当該介護時間を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。</p>